

兵庫県公報

平成28年11月18日 金曜日 第 2851 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定の予定通知（同）	1
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	2
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	2
公 告	
○ 私立中学校の設置認可（私学教育課）	3
○ 私立幼稚園の廃止認可（同）	3
○ 私立各種学校の廃止認可（同）	4
○ 学校法人に対する解散命令（同）	4
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	4
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	5
○ 同上（同）	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	9
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	10
○ 入札公告（神戸県民センター）	11

告 示

兵庫県告示第972号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
神崎郡神河町上小田字岩山882の91（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

### 兵庫県告示第973号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
養父市畑字カマクラ184の1、字ダン山187、893、896、898、字鎌倉889、890
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第974号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
氏名 伊 藤 明 彦  
住所 明石市小久保1-14-1
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 ホテルプレシア西明石新築工事  
所在地 明石市小久保二丁目6番10、6番11
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 平成28年11月18日から同年12月1日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成28年11月18日から同年12月1日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第975号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、1については平成28年11月14日から、2については平成28年11月7日から、3については平成28年12月5日から適用する。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中  
「

|  |             |        |  |
|--|-------------|--------|--|
|  | たじま農業協同組合本店 | 豊岡市立野町 |  |
|--|-------------|--------|--|

を  
「

|  |                |        |  |
|--|----------------|--------|--|
|  | たじま農業協同組合本店営業部 | 豊岡市立野町 |  |
|--|----------------|--------|--|

に改める。

2 表みなと銀行の項中

「

|  |        |          |  |
|--|--------|----------|--|
|  | 同 福良支店 | 南あわじ市福良甲 |  |
|--|--------|----------|--|

を  
「

|  |          |           |  |
|--|----------|-----------|--|
|  | 同 南あわじ支店 | 南あわじ市市円行寺 |  |
|--|----------|-----------|--|

に改める。

3 表みなと銀行の項中

「

|  |        |        |  |
|--|--------|--------|--|
|  | 同 湊支店  | 南あわじ市湊 |  |
|  | 同 洲本支店 | 洲本市塩屋  |  |

を  
「

|  |        |       |  |
|--|--------|-------|--|
|  | 同 洲本支店 | 洲本市塩屋 |  |
|--|--------|-------|--|

に改める。

公 告

私立中学校の設置認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により、次のとおり私立中学校の設置を平成28年11月7日に認可した。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称             | 位 置                  | 設 置 者    | 総定員  | 設置年月日     |
|-----------------|----------------------|----------|------|-----------|
| 神戸学院大学附属<br>中学校 | 神戸市中央区港島中町4丁目<br>6番3 | 学校法人神戸学院 | 180人 | 平成29年4月1日 |



私立幼稚園の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により、次のとおり私立幼稚園の廃止を平成28年11月7日に認可した。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称    | 位 置             | 設 置 者   | 廃止年月日      |
|--------|-----------------|---------|------------|
| ひかり幼稚園 | 神戸市長田区川西通2丁目3番地 | 宗教法人西光寺 | 平成28年11月7日 |



**私立各種学校の廃止認可**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条において準用する同法第4条の規定により、次のとおり私立各種学校の廃止を平成28年11月7日に認可した。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称      | 位 置         | 設 置 者 | 廃止年月日      |
|----------|-------------|-------|------------|
| 西宮古村珠算学院 | 西宮市広田町2番13号 | 古村 喜代 | 平成28年11月7日 |



**学校法人に対する解散命令**

次の学校法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）第64条第5項において準用する法第25条第1項に違反し、他の方法により監督の目的を達することができないため、法第64条第5項で準用する法第62条第1項の規定により、平成28年11月7日に解散を命じた。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称      | 代表者       | 主たる事務所の所在地                       |
|----------|-----------|----------------------------------|
| 学校法人上蹊学園 | 理事長 朴 永 吉 | 神戸市中央区三宮町2丁目11番1号<br>センタープラザ西館7階 |



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------|-------------------|---------------------|
| 溝口(2) I<br>(102040068) | 姫路市香寺町溝口（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1は省略し、この図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成28年11月25日から同年12月9日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所及び姫路市役所香寺事務所

4 意見書に関する事項

(i) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター 姫路土木事務所 河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条 1 丁目98番地

(3) 提出期限

平成28年12月 9 日まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年 2 月 7 日までに、3 に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成20年兵庫県告示第1088号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

相坂(2) I (102040009) の項中別図 9、矢田部Ⅲ (102040037) の項中別図37、久畑 I (102040066) の項中別図66を改める。

(これらの図面は省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成28年11月25日から同年12月 9 日まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所及び姫路市役所香寺事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター 姫路土木事務所 河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条 1 丁目98番地

(3) 提出期限

平成28年12月 9 日まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年 2 月 7 日までに、3 に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成20年兵庫県告示第1162号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

恒屋 I (102040039) の項中別図 1 を改める。

(この図面は省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成28年11月25日から同年12月 9 日まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所及び姫路市役所香寺事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター 姫路土木事務所 河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

平成28年12月9日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月7日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                     | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 中須加院(2)Ⅲ<br>(102040003) | 姫路市香寺町須加院（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 須加院Ⅲ<br>(102040004)     | 姫路市香寺町須加院（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 須加院Ⅱ<br>(102040005)     | 姫路市香寺町須加院（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 中須加院(2)Ⅱ<br>(102040006) | 姫路市香寺町須加院（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 中須加院(1)Ⅱ<br>(102040007) | 姫路市香寺町須加院（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 相坂(1)Ⅰ<br>(102040008)   | 姫路市香寺町相坂（別図6のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 相坂(2)Ⅰ<br>(102040009)   | 姫路市香寺町相坂（別図7のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 須加院(2)Ⅰ<br>(102040014)  | 姫路市香寺町須加院（別図8のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 奥須加院(1)Ⅰ<br>(102040018) | 姫路市香寺町須加院（別図9のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |

|                         |                     |         |          |
|-------------------------|---------------------|---------|----------|
| 奥須加院(2)Ⅰ<br>(102040019) | 姫路市香寺町須加院(別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 口須加院(2)Ⅲ<br>(102040021) | 姫路市香寺町須加院(別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 谷山(3)Ⅱ<br>(102040026)   | 姫路市香寺町相坂(別図12のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 谷山(1)Ⅱ<br>(102040027)   | 姫路市香寺町相坂(別図13のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 谷山(2)Ⅱ<br>(102040028)   | 姫路市香寺町相坂(別図14のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 谷山(1)Ⅰ<br>(102040029)   | 姫路市香寺町相坂(別図15のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 谷山(2)Ⅰ<br>(102040030)   | 姫路市香寺町相坂(別図16のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 中須加院Ⅰ<br>(102040032)    | 姫路市香寺町相坂(別図17のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 相坂Ⅲ<br>(102040033)      | 姫路市香寺町相坂(別図18のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 土師(2)Ⅲ<br>(102040034)   | 姫路市香寺町土師(別図19のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 土師(1)Ⅲ<br>(102040035)   | 姫路市香寺町土師(別図20のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 土師Ⅱ<br>(102040036)      | 姫路市香寺町土師(別図21のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 矢田部Ⅲ<br>(102040037)     | 姫路市香寺町土師(別図22のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 溝口(1)Ⅰ<br>(102040038)   | 姫路市香寺町溝口(別図23のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 恒屋Ⅰ<br>(102040039)      | 姫路市香寺町恒屋(別図24のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 中寺Ⅱ<br>(102040040)      | 姫路市香寺町恒屋(別図25のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 南恒屋(2)Ⅲ<br>(102040041)  | 姫路市香寺町恒屋(別図26のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 矢田部(1)Ⅰ<br>(102040042)  | 姫路市香寺町矢田部(別図27のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 矢田部(2)Ⅰ<br>(102040043)  | 姫路市香寺町矢田部(別図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 南恒屋(2)Ⅰ<br>(102040044)  | 姫路市香寺町恒屋(別図29のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |

|                           |                     |         |          |
|---------------------------|---------------------|---------|----------|
| 南恒屋(1) I<br>(102040045)   | 姫路市香寺町恒屋 (別図30のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 南恒屋(1) III<br>(102040046) | 姫路市香寺町恒屋 (別図31のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 北恒屋 II<br>(102040047)     | 姫路市香寺町恒屋 (別図32のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 恒屋 II<br>(102040048)      | 姫路市香寺町恒屋 (別図33のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 北恒屋(2) I<br>(102040049)   | 姫路市香寺町恒屋 (別図34のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 北恒屋(1) I<br>(102040050)   | 姫路市香寺町恒屋 (別図35のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 中村(5) II<br>(102040051)   | 姫路市香寺町中村 (別図36のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 中村(3) III<br>(102040052)  | 姫路市香寺町中村 (別図37のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 中村(1) I<br>(102040053)    | 姫路市香寺町中村 (別図38のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 中村 II<br>(102040054)      | 姫路市香寺町中村 (別図39のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 中村(4) II<br>(102040056)   | 姫路市香寺町恒屋 (別図40のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 中村(3) II<br>(102040057)   | 姫路市香寺町中村 (別図41のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 中村(2) II<br>(102040058)   | 姫路市香寺町中村 (別図42のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 中村(2) I<br>(102040059)    | 姫路市香寺町中村 (別図43のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 中村(1) III<br>(102040060)  | 姫路市香寺町中村 (別図44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 中村(1) II<br>(102040061)   | 姫路市香寺町中村 (別図45のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 中村(2) III<br>(102040062)  | 姫路市香寺町中村 (別図46のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 久畑(2) III<br>(102040063)  | 姫路市香寺町中村 (別図47のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 久畑(1) III<br>(102040064)  | 姫路市香寺町久畑 (別図48のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 久畑 II<br>(102040065)      | 姫路市香寺町久畑 (別図49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |





(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻  | 閉店時刻      |
|------------|-------|-----------|
| 株式会社山陽マルナカ | 午前10時 | 午後 9 時50分 |

イ 変更後

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻   | 閉店時刻    |
|------------|--------|---------|
| 株式会社山陽マルナカ | 午前 7 時 | 翌午前 0 時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前 9 時から午後10時まで

イ 変更後

午前 6 時30分から翌午前 0 時30分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前 6 時から午後 7 時まで

イ 変更後

午前 6 時から午後10時まで

4 変更年月日

平成28年10月22日

5 届出年月日

平成28年10月21日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成28年11月18日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 3 月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドラッグコスモス氷上店

所在地 丹波市氷上町市辺字萱原49番 1 ほか

2 同法第 8 条第 1 項の規定により丹波市から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

ア 来店者への来退店経路と出入口の出入庫の方法については計画どおり厳守し、敷地内掲示や案内看板、



号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

### 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

#### (1) 交付期間

平成28年11月18日(金)から同年12月12日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

#### (2) 交付場所

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番1号

兵庫県神戸県民センター県民交流室総務防災課(財務担当) 担当:野村

電話(078)361-8616

### 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間

#### (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

平成28年11月21日(月)から同年12月12日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

#### (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

#### (3) 開札の日時及び場所

日時 平成29年1月17日(火)午前10時から

場所 兵庫県神戸県民センター県民交流室総務防災課内(神戸市中央区中山手通6丁目1番1号)

#### (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成29年1月16日(月)午後5時までに3(2)の場所に必着のこと。

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年1月13日(金)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

#### (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

#### (4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成28年12月12日(月)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明

を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Hiroshi Mizuno, Executive Director General, Kobe District Administration Center, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,930,969 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2017 through March 31, 2018

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 16, 2017 by direct delivery

17:00 January 16, 2017 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Nomura, Civil Administration Office, Kobe District Administration Center, Hyogo Prefectural Government

6-1-1, Nakayamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-0004

TEL (078) 361-8616